

千葉市地域公共交通会議設置要綱

(設置目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）に基づき、地域の公共交通需要に応じた地域住民の社会生活に必要な交通手段の確保及び旅客の利便推進を図るため、千葉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について連絡調整する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) コミュニティバス等の導入に際し、検討された内容に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 連絡調整対象の一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 連絡調整対象の一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 千葉県警察
- (9) 千葉市都市局都市部長
- (10) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(座長)

第4条 交通会議に座長を置き、座長は互選により定めることとする。

2 座長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

(会議)

第5条 交通会議は、市が招集する。

2 交通会議の議長は、座長が務める。

(関係者の出席)

第6条 交通会議に諮る必要があると認めたときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(結果の尊重)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事

項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市局都市部交通政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年 6月19日から施行する。

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

この要綱は、平成28年12月 9日から施行する。

この要綱は、平成29年 1月30日から施行する。